

第4回北竜町議会定例会 第1号

令和4年12月8日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 7 同意第 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 8 議案第6 1 号 北竜町議会議員及び北竜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 9 議案第6 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 1 0 議案第6 3 号 北竜町立やわら保育園設置条例の全部改正について
- 1 1 議案第6 4 号 北竜町農業委員会委員の定数に関する条例の一部改正について
- 1 2 議案第6 5 号 北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業の設置等に関する条例の制定について
- 1 3 議案第6 6 号 北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 1 4 議案第6 7 号 北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計条例の廃止について
- 1 5 議案第6 8 号 北竜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 1 6 議案第6 9 号 北竜町簡易水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例の廃止について
- 1 7 議案第7 0 号 令和4年度北竜町一般会計補正予算（第8号）について
- 1 8 議案第7 1 号 令和4年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 1 9 議案第7 2 号 令和4年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第4号）について
- 2 0 議案第7 3 号 令和4年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 2 1 議案第7 4 号 令和4年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 2 2 議案第7 5 号 令和4年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）について

2 3 議案第 7 6 号 令和 4 年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）について

2 4 議案第 7 7 号 令和 4 年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）について

2 5 閉会中の所管事務調査について

○追加日程

2 6 意見書案第 6 号 物価高における農産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策の強化についての意見書

○出席議員（8 名）

1 番 中 村 尚 一 君	2 番 尾 崎 圭 子 君
3 番 北 島 勝 美 君	4 番 小 松 正 美 君
5 番 小 坂 一 行 君	6 番 松 永 毅 君
7 番 藤 井 雅 仁 君	8 番 佐々木 康 宏 君

○欠席議員（0 名）

○出席説明員

町 長	佐 野 豊 君
副 町 長	高 橋 利 昌 君
教 育 長	有 馬 一 志 君
総 務 課 長	南 波 肇 君
住 民 課 長	細 川 直 洋 君
建 設 課 長	奥 田 正 章 君
産 業 課 長 兼 ひまわりプロジェクト 推 進 室 長	続 木 敬 子 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	川 本 弥 生 君
教育委員会課長	井 口 純 一 君
会 計 管 理 者	北 清 広 恵 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	神 薙 早 智 君
永 楽 園 長	東 海 林 孝 行 君
総 務 課 参 事	高 橋 克 嘉 君
代 表 監 査 委 員	井 上 孝 君
農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理	善 岡 浩 樹 君

○出席事務局職員

事務局 長
書 記

高 橋
田 畑 晶

淳 君
子 君

開会 午前 9時25分

◎開会の宣告

○議長（佐々木康宏君） ただいま出席している議員は8名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第4回北竜町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（佐々木康宏君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木康宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番、中村議員及び2番、尾崎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐々木康宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9日までの2日間にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された案件は、諮問1件、同意1件、議案17件であります。

次に、本定例会に説明員として、佐野町長、高橋副町長、有馬教育長、井上代表監査委員、水谷農業委員会会長代理、南波総務課長、細川住民課長、奥田建設課長、続木産業課長兼ひまわりプロジェクト推進室長、川本農業委員会事務局長、井口教育課長、北清会計管理者、東海林永楽園園長、神薮地域包括支援センター長、高橋克嘉総務課参事がそれぞれ出席をしております。

本会議の書記として、高橋淳局長、田畑書記を配します。

次に、監査委員から、令和4年8月分から10月分に関する例月出納検査の結果報告がございました。お手元に写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、議長会務報告につきましては、お手元に配付しておりますので、お目通しの上、ご了承願います。

次に、総務産業常任委員長から閉会中の所管事務調査の結果報告がございました。この

際、委員長から補足説明があれば発言を許します。

北島総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（北島勝美君） 私より閉会中に行われました総務産業常任委員会の調査についてご報告いたしたいと思います。

令和４年１０月２５日。

調査事項については、中学校の経営状況であります。

出席者、議員８名、高橋事務局長、杉本書記。

説明者については、有馬教育長、井口教育課長、道下教育課長補佐、あと中学校から校長、教頭が出席しております。

経営状況の調査と、附属しまして今年行った中学校の修学旅行、沖縄で行われましたけれども、その状況、またそのときの様子なども説明を受けております。

調査結果については、指摘事項はございませんでした。

続きまして、令和４年１１月１８日。

調査事項については、社会福祉法人北竜町社会福祉協議会に対する委託事業の状況についてであります。

出席者、議員７名、高橋事務局長、杉本書記であります。

説明者については、細川住民課長、中村社会福祉協議会事務局長、滝本社会福祉協議会総務係長であります。

指摘事項についてはございませんでした。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 各委員、付け加えることはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第４、行政報告を行います。

佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 第４回議会定例会に当たり、行政報告を申し上げます。

最初に、産業課よりひまわりの里の渋滞対策についてであります。今年度のひまわりまつりでは、３年ぶりの開催ということもあり、多くの観光客が来場されてうれしかった反面、８月上旬の土日、祝日には国道２７５号線で渋滞が発生し、町民をはじめ通過車両、各関係機関の皆様にも多大なご迷惑をおかけすることとなりました。ひまわりの里を楽しみに訪問できる安全な環境を確保するためには早期に次年度に向けた対策が必要であると判断し、コンサルタントを活用した混雑、渋滞の改善対策に取り組むための費用を本定例会に補正予算として計上いたしましたので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

次に、建設課より桜岡団地公営住宅建設工事についてであります。桜岡団地公営住宅建設工事は、年次計画に基づき準じ建設を進めているところであります。令和５年度に予定しておりました桜岡団地公営住宅Ｄ棟建設工事及び駐車場整備等に係る建設予算について、昨年同様に令和４年度前倒しの打診が北海道よりあったところでありますが、補助率も通常の４５％から５０％に引き上げられることから、これを受け、令和４年度繰越事業として進めることとしております。つきましては、本定例会に補正予算として建設等に関わります関係事業費を計上いたしましたので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

同じく建設課より水道横断管漏水に伴う布設替え工事についてであります。本町が管理する水道本管については、随時更新事業を進めているところであります。１１月に国道２３３号線沿いを美葉牛地区に向かって布設されている岩村地区の本管、径２００ミリメートルの漏水が確認されました。漏水量が１日当たり約１５０立方メートルと水量も多いことから早急な対応が必要となり、本定例会に補正予算として関係事業費を計上いたしましたので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（佐々木康宏君） 以上で行政報告を終わります。

次は一般質問ですがけれども、広報で９時４５分開始としておりますので、１０分程度休憩いたします。

休憩 午前 ９時３６分

再開 午前 ９時４３分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第５ 一般質問

○議長（佐々木康宏君） 日程第５、一般質問を行います。

会議規則第６０条の規定により、５名の議員から５件の通告がございました。発言の順序を定め、指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、順次指名いたします。

最初に、３番、北島議員より悪化する経済状況下における農業者支援について通告がございました。

この際、発言を許します。

３番、北島議員。

○３番（北島勝美君） 今回は農業者支援についてお聞きしたいと思います。

昨年は、蔓延する新型コロナウイルスの影響により、外食産業を中心に米の需要が減少し、米価下落を招きましたが、本町は農業者支援策として即時、玄米ばら施設出荷利用料に対し助成措置を講じていただき、我々農業者としては大変ありがたく思っております。しかしながら、本年は米価下落には歯止めがかかりましたが、コロナに加え、ロシアのウクライナ侵攻、円安、ドル高などの影響による燃油や肥料を含む資材費の上昇が相次ぎ、市場原理によりコスト上昇分を生産物価格に転嫁できない農業者にとって、とても厳しい経営状況となっております。町として、水稻をはじめ、畑作物、果菜類といった特産品を生産する本町農業者に対し、現在の状況下における支援策等を考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 北島議員の質問にお答えをさせていただきます。

悪化する経済状況下における農業者支援についてということですが、世界的な穀物需要の増加による化学肥料価格をはじめ、原油や生産資材価格の高騰などにより、農業経営に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。国においては、肥料コスト上昇分の一部を支援することを通じて農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めることといたしております。北海道においても農業者に対する緊急的な支援といたしまして、化学肥料の購入費に対する助成が進められております。

市町村独自の支援につきましては、近隣の動向や先行事例を踏まえた中で、現在農業経営への影響緩和について検討しているところであります。限りある財源の中、必要とされる支援を実施できるよう検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 3番、北島議員。

○3番（北島勝美君） 大変前向きな回答をいただいて安心しております。今後実施に向けた検討を行うということですので、私から1つ提案をいたしたいと思います。

先ほど佐野町長の答弁にもあったとおり、肥料価格高騰に対しては国や道より支援対策が講じられており、道支援分の申請作業については当JAが主体となり既に終了しておりますが、私からは農業事業者への燃油高騰対策として免税軽油に対する補助を提案したいと思います。

今や農作業に欠かせないトラクターやコンバインなどの軽油を燃料とする農業機械は、公道での使用がないため、事業者個々の申請により地方税である軽油取引税、1リットル当たり32.1円なのですけれども、その部分が免除された軽油の使用が許可されております。ただし、移動の際公道の通行もあることから、引取量の1割に当たる課税軽油を上乗せして引き取るという義務があります。道への申請作業はJAの経済部燃料課が一括で行っており、その後個々の経営規模に応じ道が許可数量を決定し、JAを通じて配送されており、本年の本町における免税軽油配送総数量は39万7,533リットルとなっております。

ちなみに配送期間である４月から１０月の１リットル当たりの平均価格は、課税軽油価格でありますけれども、コロナ感染が始まった令和２年は１１１円、令和３年が１３７円、本年が１５１円と、国の小売業者に対する補填があり、急激な上昇は抑えられているものの、依然として高い水準で推移しており、３年間で４０円もの上昇をしています。

免税軽油については、個々の取引数量はＪＡで把握しておりますし、経営面積を基に道より数量配分がなされているので公平性も高く、行政としても短期間で取り組みやすい内容だと考えております。支援額については提言できませんけれども、１リットル当たり１０円の補助で約４００万円、先ほど言ったとおり最大４０円の補助で約１，６００万円となり、米や畑作物、果菜など特産品の多くを農産物が占める我が町にとって、捻出できる財源はきっとあると思っております。北竜町としての農業に対する姿勢を示すためにもぜひ早急にご検討いただけるよう要望し、私からの一般質問を終了したいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 北島議員さんから免税軽油についての支援ということでお話をいただきました。国の２次補正予算が採決されたばかりでありまして、市町村、自治体に支給される臨時交付金の金額というのはまだ見えてこないのですが、しばらくしたら入ってくると思います。いずれにしても先ほどの肥料あるいは家畜を飼っているところは飼料、あるいは燃油の高騰対策ということで今回国も力を入れておりますので、それらの内容を十分把握した中で検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木康宏君） 以上で３番、北島議員の質問を終わります。

次に、２番、尾崎議員より新規就農受入れの備えについて通告がございました。

この際、発言を許します。

２番、尾崎議員。

○２番（尾崎圭子君） 北竜町の新規就農受入れの備えという表題です。

加速する農業者人口減少に対応するため、北竜町はいち早く担い手対策室を設置して既に３０年が経過しておりますが、現在の取組は新規就農者にとって充実した取組内容になっているかどうか。国の支援は政策方向とともに変動しますが、この１０年は国は特に経営拡大に力を入れてきた。地球温暖化による災害や戦争などが要因で、燃料費や資材費の高騰など重圧がかかっている中ですが、新規就農者に対して農業経営を町はどのようにＰＲして就農を進めていくのか。また、新規就農者に対する現在の具体的な国や道の支援状況と町の政策はどうなっているか。農地や空き住宅の情報提供は、もっと行政が踏み込んで、明確な発信の下に進めるべきではないでしょうか。離農調査や居住予定等、全町挙げての情報提供に協力を要請すべきと思いますが、土地の経緯や条件、人間関係等、流れを持たない移住者には全てが後手に回っていると認識した上で取り組んでいただきたいのですが、理事者はどうお考えですか。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 尾崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

新規就農者の受入れの備えについてということでございます。本町は、道内のどの町よりも新規就農対策を進めてきて約30年が経過している中で、新規就農者にとって北竜町の支援制度が充実した内容になっているかのご質問だと思っております。

農業経営につきましては、独立経営ができることを前提に、自己資金や農地、資材等の経費を、個々の経営規模の状況に合わせて就農に向けた相談を受けているところであります。また、新規就農者に対する具体的な支援につきましては、国及び道の制度といたしましては、尾崎議員御存じのとおり、主に新規就農者育成総合対策事業を活用し、研修時には就農準備資金として年間最大150万を2年間、就農後は経営開始資金の交付、これについても年間150万を最大3年間支援するということになっております。

町の支援につきましては、研修時は住宅家賃の2分の1助成等、就農後は農地の賃借料や取得費に対する助成等、5分の1を5年間ということで支援制度を構築しております。農地や空き家住宅の情報提供、離農調査についても、JA北竜支所と町の各担当課と情報提供を行い、協力体制を構築しているところでもあります。就農に係る相談から研修、就農まで、専任の集落支援員を中心に、細かな相談も可能な限り対応するよう配慮しているところでもあります。

本町の支援制度は、どこの町よりも負けていないと思っておりますし、北竜町の魅力、強みはどこの町にも負けていないと自負しているところでもあります。何よりも本町は、ひまわりのまちの北竜として安心、安全な農産物を生産する農業の町でありますから、この点を強くPRして新規就農対策に力を入れていきたいと考えております。今後もさらに充実した内容となるよう取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 2番、尾崎議員。

○2番（尾崎圭子君） ありがとうございます。先日むらづくり塾に参加させていただきました。新規就農の受入体制、具体的な金額なんかも伺いましたので、大体の流れとしては今やれることを精いっぱいやられているなという、そういう実感を持って帰りました。今の情勢ですので、稲作は稲作、そして酪農は酪農で大変な状況だなとつくづく心が痛みながら、そういうことを新規で入る人たちは一体どういうふうに抱えて、いろんな問題を処理していくのか、PRする側としては何をしようということも考えたりするのです。

ひまわりのまちということで、これから先ほかの町よりも希望を持てるような、そういった対策を取っていけるといいのかなと思いますけれども、ほかのところと比べたら稲作という受入れ部分では、ほかの町では下ろしてしまって、やらない形を取っているみたいなのです。北竜町というのは特別なので、受入体制としてもっともっと力を入れてPRというのは必要だなというふうに思っております。食料生産の農業を守るということは国防だというふうに言われておりますけれども、私もそう思います。しかし、今の国のリーダーが見ている先は防衛費43兆円という増税で、農業は入っていないような心細い印象を

持っておりますけれども、その辺のところ町は頑張って、先を見据えていただけるとありがたいと思います。

農地や空き住宅の情報提供のことですけれども、来年度の離農予定件数とか、空き住宅の登録状況とか件数とか、そういった具体的な数字というのはどこに聞いたらいいのか。今年は終わってしまうので、来年についての予定というのが数字がありましたら教えていただくことはできますか。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 今の時代ですから、難しい部分がたくさんあるのです。それで、滝上さんあるいは櫻庭さんに手伝ってもらって、町では得られない情報だとか組勘だとか、そういった経営状況もＪＡの職員だから見られる部分があるものですから、それらも踏まえながら、離農調査というのは今すぐできるわけではないと思っていますけれども、およそ地域から、そろそろ農業者年金をもらって離農したいのだとかいろんな情報が入ってきますので、整理をさせていただきたいと思っております。

空き家については、企画課で把握しながら、町内会長さんを通じて情報を持っておりますので、後ほど資料を現状で出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

就農相談ということで、町の職員はもとより、農業委員会の今日代理で出ております善岡代理、あるいはＪＡ、あるいは生産者のメロン、スイカ農家の代表の方を含めて随分フェアにも参加していただいております。ひまわりと農業のまち北竜町で農業を始めよう、中身が充実したすばらしい、町の紹介も入った、農業体験も含めたパンフレットを使いながら、一人でも多くの研修生あるいは就農者を受け入れる準備をしておりますので、そのこともご理解をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） ２番、尾崎議員。

○２番（尾崎圭子君） ありがとうございます。ハウスの助成なのですけれども、農協で助成してくれる部分が果菜の場合は５０％あるのです。町のほうで３０％、２０％が自己負担という形ですごく恵まれていると思うのですけれども、稲作の部分では無理なのか、出ていないので、これから取り組もうという人にとったらその辺のところの果菜と稲作との違いというのが大きいかなと思ったりしたのです。その辺のところも考えていただけると違ってくるのかな。中古住宅と同じように、中古のパイプでもいいからという、そういうことも情報があつたらいいのかなと思ったりしています。よろしくお願いします。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 果菜というか、メロン、スイカのハウス助成ということで、生産者が減ってきたということで、ハウス助成という中でＪＡ５０％、町３０％、自己負担２０％という助成制度をつくらせていただきました。五、六年前、もうちょっと前かな、地元でメロンが一つも売れなかったのです。メロンがなくて。メロン農家をもうちょっと応援して、ハウス助成してということでこの制度ができたのですけれども、稲作についても

何ができるのか農業対策会議の中でも検討していきたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（佐々木康宏君） 以上で2番、尾崎議員の質問を終わります。

次に、1番、中村議員よりマイナンバーカードの交付について通告がございました。

この際、発言を許します。

1番、中村議員。

○1番（中村尚一君） マイナンバーカードの交付状況ということで、マイナンバーカードの発行が開始されてから既に7年目ということになっております。本町においては、昨年来ですか、時間外の対応等々、今年に入ってからではコロナワクチンの接種会場などにおいても窓口を設置して、現在は希望する家庭、各戸に訪問して、申請拡大に向けた政策をしております。また、町独自に商品券発行を行い、努力してきているということもありまして、発行数は伸びているというふう聞いておりますけれども、現況においての発行状況はどの程度になっているか、またマイナポイントの申請状況はどの程度になっているか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 中村議員の質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカード交付についてということでありまして、国民の利便性の向上や行政の効率化を図るため、平成27年度よりマイナンバー制度が始まり、平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されたところであります。マイナンバーカードは、本人確認の公的な身分証明書として利用する以外にも、各種行政手続のオンライン申請や保険証としての利用、さらに今後は運転免許証との一体化も予定されており、ますます利活用の範囲が広がると思っております。本町では、カードの普及推進に当たり、時間外窓口の開設やカード申請者に対する商品券の交付、さらにはコロナワクチン接種会場での申請受付や個人宅へ出向いて申請を受け付けるなど、様々な取組を行っているところであります。11月30日現在の本町の申請者数は1,187人、人口比で69.3%となっております。これは全道の市町村の上から3番目ということで、高い交付率となっているところであります。

次に、マイナポイントの申請状況であります。各自治体の申請状況については公表されておらないので分かりませんが、国全体の申込者は約56%となっているところであります。住民課窓口ではマイナポイント申請のサポートを行っており、スマートフォンやパソコンの操作が苦手な方などにご利用いただいております。今日のヤフーニュースの中には、中村議員さんも見ていると思いますけれども、国ではマイナンバーカード申請53.9%以上の自治体に交付金を交付するということで今日の朝出ておりました。そんなことで、本町においてもそういった手続がこれから進むものと思っております。今後もマイナンバーカードの取得に向けて様々な支援を行ってまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 1 番、中村議員。

○1 番（中村尚一君） ありがとうございます。これまではなかなかマイナンバーカードの発行が進まなかったというようなことでありますけれども、カードの必要性があまり感じられなかった部分とか、税の申告のときに番号さえ分かればいいのか、そんなことがあったのでなおさら進まなかったのかなということもありますし、よく言われているのは個人情報漏えいがどうのこうのと。保険証と通帳をつないだら情報が漏れて大変なことになるのではないかなというような、そんな心配もされていたところでもありますけれども、広報の12月号にマイナンバーカードの安全性についてということで記載もされておりますので、町民もこれを見て考え直してくれればいいのかというふうに思っております。

69.3%というようなことでありますし、町長からありましたように全道で第3位というようなことでありましたけれども、空知管内でも7月末で北竜は49.4、10月末では66、ずっと24市町村中ではトップだというような、そんなことでありまして、職員の努力もありますでしょうし、町民の考え方もいろいろあると思いますので、そういった数字なのかなというふうに思っておりますので、北竜町にとってはいいことなのかなというふうに考えております。

夏に聞いたら老人の方が、役場から9月までに作らなければ駄目だ、作らなければ駄目だという話で、そんな話聞いていないぞと思ったのですけれども、よくよく聞くとマイナポイントは9月までに作らなければ駄目だというような、そこまでに作らなければいけないというような、そんな話だったのですけれども、それが12月に延びたというようなことで、国の方針なのでしょうけれども、その要因はどういったことがあるのかなということと、年代別の普及率といいますか、おおよそ分かれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（佐々木康宏君） 細川住民課長。

○住民課長（細川直洋君） 最初の期限が延びた話ですけれども、それは国の方針ということで、我々が答えることはないのですけれども、年齢別の普及率については申請者一件一件調べなければならぬので分からないのですけれども、感触としては若い人のほうが多いような気はするのですけれども、ごめんなさい。数字はすぐには出せません。

○議長（佐々木康宏君） 1 番、中村議員。

○1 番（中村尚一君） 分かりました。後で出さなくてもいいです。提示は要りません。相当伸びてきているなということもありまして、現在でほぼ7割ですけれども、保育園児ですとかそういった年代も、何人かに聞いたのですけれども、聞いた人はみんな子供の分も作りましてというような、そんな話もしていましたので、さっき聞いたら7割ぐらいというような話も別なほうから聞いたのですけれども、そういう年代にももう少し普及してもらうとか、そういった力添えも必要ですし、せっかく申請するのであればマイナポイントというようなことで、これは町で出さなくて国から来るお金ですから、キャッシュレス決済というような、そんな条件もあって、キャッシュレス決済になると町にどれだけお金が

落ちるか不明な点が多々あるのです。イオンですとかそういったところのポイントに入れる人もいるので、そうすると北竜にそのお金は落ちないのかなと思いますけれども、一部、例えばセイコーマートのポイントカードですとかペイペイだとか町内で使えるものも多々ありますので、そういうので作っていただければ町内に若干でもお金が落ちるというような、そんなこともありますので、カードのあれは今月末までですけれども、もう一押し頑張っしてほしいなと思います。

マイナポイントについては、当初申請したものでないと、第2弾、第3弾はもらえないというような、そんなことなのですけれども、その辺把握していますでしょうか。というのは、例えばauペイとか電話関係のところのやつで申請していたのだけれども、途中で電話を替えたのでそれを使うのをやめてしまって、保険証とか通帳のやつがもらえないのだというような、そんな話も聞いたのだけれども、その辺把握していますか。分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 細川住民課長。

○住民課長（細川直洋君） 第2弾、第3弾……

○1番（中村尚一君） というのは、保険証と通帳……

○住民課長（細川直洋君） 今やっているのは、新規で作られた方は最大2万円ということで、内訳としては、新規で作ると5,000円ポイントがもらえますということです。保険証で使えるようにすると7,500円、公金受取口座を登録すると7,500円、合わせて2万円ということです。

マイナポイントは過去にも第1弾ということでやったときがありまして、そのとき5,000円もらった人は今回はもらえないで、保険証と公金口座の分はもらえるという、そういう扱いになっています。電話会社が替わって使えなくなるというのは分からないのですけれども、電話会社の支払いにひもづいていると思いますので、会社を替えてしまうと使えなくなるのかなという気はするのですけれども、ごめんなさい。そこは分からないので。

○議長（佐々木康宏君） 1番、中村議員。

○1番（中村尚一君） 当初の5,000円と7,500円、7,500円の話は分かっていますけれども、第1弾で5,000円をもらったときにもらったキャッシュレス決済のカードが現在使えなくなっている人は後の7,500円、7,500円はもらえないという話らしいのです。どうにかしてもらえそうな方法はないのかなというのが1点なのです。

○議長（佐々木康宏君） 休憩でやらせてもらいます。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1 番、中村議員。

○1 番（中村尚一君） 北竜町の交付率が高いというようなことで、別な話になりますけれども、選挙でも北竜は、去年の衆議院も今年の参議院も全道で5 番目ぐらいの投票率だったということもありますので、人口が少なくて残念なところもあったりするのですが、逆に結集力を高めてそういったところには協力するというような、そんなこともあるかと思いますので、特にマイナポイントについてはそれぞれに利益があるというような、そんなこともありますので、今月末までの年内の一頑張りとして、マイナポイントの申請は来年2 月までかと思うのですが、老人の方はキャッシュレス方法が分からないというような、そんな方も結構いるみたいなので、2 月までにもう少し、幅広くこれだけありますよではなくて、町内で使えるのはこのぐらいのキャッシュレスの方法がありますよというような、そんなことで絞ってサポートしていただければありがたいと思いますし、答弁にもありましたようにサポートはずっとしていくということでもありますので、よろしくお願い申し上げます。質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐々木康宏君） 1 番、中村議員の質問を終わります。

次に、7 番、藤井議員より有害鳥獣駆除対策について通告がございました。

この際、発言を許します。

7 番、藤井議員。

○7 番（藤井雅仁君） 私からは、有害鳥獣駆除対策について質問させていただきます。

10 月27 日壮瞥町で、車道に出てきた鹿が車両にぶつかり、車両が対向車線にはみ出て対向車両とぶつかり、対向車同乗の女性が亡くなる痛ましい事故があった。町内でも相変わらず鹿などによる車両事故が起きていると聞く。1 年前にも検討をお願いしたが、北海道全体で鹿などの有害鳥獣は増えていると思うが、農作物の被害だけではなく、人身事故なども予想されることにより、対策をしていただきたくお願いしたが、駆除や、または国道、道道などに動物飛び出し看板設置などの対策については検討されたのか、理事者に伺いたい。また、現在猟銃の所有者は何人いて、年代別、10 歳ごとの幅ではどのようなになっているのか、10 年、20 年後はどのような人数となると考えているのか伺いたい。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 藤井議員の質問にお答えさせていただきます。

有害鳥獣駆除対策についてということでございます。昨年の12 月の定例会にもご質問をいただいたところでありますが、全道におけるエゾシカが関係する事故の発生届出件数は、平成29 年以降毎年2,000 件を超え、昨年、令和3 年度では道東方面で1,502 件、空知、上川、留萌、宗谷の北部地域では963 件、中央地域といいますか、ここでは1,303 件、道南地域では241 件、合計で4,009 件の鹿による事故が発生している状況にあります。エゾシカはもともと道東を中心に生育しており、近年は道北地方にも増加し、北竜町におきましても町民生活、特に農業に大きな影響を与えているところで

あります。

さて、本町におけるエゾシカに関する交通事故発生状況、これは重傷のみということですが、昨年1月から12月までが3件、今年度は11月末でゼロ件ということがあります。エゾシカに対する交通安全対策について、国道、道道に設置された鹿注意の標識看板は、日の出ドライブイン手前に架かる恵岱別橋付近、反対車線は熊見坂付近、雨竜町になりますが、そしてひまわりインターチェンジ手前の両車線に設置されているところがあります。私も昨年三国峠を井口教育課長と走りまして、走っている最中に鹿飛び出し注意と書いてあって、鹿が飛び出してくるわと言っている矢先にびょんと出てきたのです。いつ出てくるか分からないのが鹿との衝突事故だと思っております。

衝突事故を防ぐためには、運転される方には5つのことを頭に入れて、注意をして走行していただくことが必要でないかと思っております。1つ目は、鹿の出没は秋から冬にかけてがピークであります。日没と夜明け前後に集中しているということがあります。2つ目は、エゾシカの後にはエゾシカがいる、1頭飛び出してきたらすぐ後ろにもいるという認識を持っていただきたい。3つ目には、エゾシカはマイペースで、車が近づいても逃げませんので、見かけたらまず減速する。4つ目には、夜間に光を見たらブレーキを踏む。エゾシカの目はヘッドライトが反射して光りますので、走行中はハイビームが基本だと思っております。そして、最後の5つ目には、森はエゾシカの通り道であります。樹木の多い地帯を走行する際は、エゾシカの飛び出しに常に注意して走行するというところでございます。相手は野生動物でありますから、運転する方が幾ら注意を払っても払い足りないということはありませんので、今後も広報啓発等により鹿に対する注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

2つ目の質問であります猟銃の保有者についてであります。現在6名の方が保有し、平均年齢は59.6歳であります。エゾシカの捕獲にもご協力をいただいております。今年度4月から11月までの捕獲頭数は39頭、その中で銃器のみでの捕獲は20頭でございます。年代別には、70歳代が1名、60歳代が3名、50歳代が1名、30歳代の方が1名であります。町では狩猟免許及び猟銃所持許可を取得するための経費を助成しているところですが、今のままの保有者で推移していきまると、10年後には70歳以上が4名、60歳以上が1名、40歳代が1名ということになります。さらに20年後にはということになります。70歳以上が5名、50歳代が1名。町といたしましても有害鳥獣対策の将来の担い手を確保していくために、有資格の地域おこし協力隊員の募集に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木康宏君） 7番、藤井議員。

○7番（藤井雅仁君） 私の経営する事業所でも、狩猟免許を取り猟銃を所持した職員が30年ぐらい前には3名いました。今は所持者はゼロ人です。銃を所持することは難しいものだというふうに思っております。

鹿に対する被害は、当社でこの5年の間に3台事故が起きております。実際鹿を見かけ

て、横断する鹿との衝突を回避することは非常に難しい。何かよいものはないかと調べると、鹿よけ笛というのが4個1,000円ぐらいであるのを見つけたが、車両スピードが50キロぐらいからが有効で、最大の距離が400メートルぐらいと出ていた。そうすると、よく出没する付近、または上り下り道路の見通しの悪いところではスピードの減速とはなるが、実際それだけで事故回避ができるものではない。結局、鹿等の絶対数を減らしてもらえないと考える。人口が減少していく中で、平地に出てくる鹿などは増えてくるものとする。鹿等による農作物、車両事故対策をしっかりとお願いしたい。

12月の広報で、狩猟をされようとする方々への予備講習、狩猟試験などが掲載されていた。予備講習、試験は1年間に複数回ある。申込者がいることを期待したい。散弾銃所持からライフル銃を所持できるまで10年の制約がある。3から4キロの射程距離であり、威力のある銃であることにより、将来的にも制約期間が短くなることはないとする。少しでも早い狩猟免許所有者の確保が必要とする。

報償金事業に対しては、様々な助成金事業での取得者支援が見られる。おおむね2分の1の助成がされているが、例えば昨年度の捕獲数や駆除数で、その方への助成率を4分の3とか4分の4とか上げるようなことはできないだろうか。また、狩猟免許取得助成事業について、予備講習の費用などの助成を考えることはできないだろうか。近年、熊に対しては出没が町内でも多く見られるようになってきている。熊の駆除については大変危険なことではあるが、対処しなければならない。地元だけでは対応が難しくなっている部分もあるかと思うが、他町村の団体等との連携体制などはどのようなになっているのか、理事者に伺いたい。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 前段にありました助成等については、内部で十分その内容を検討していきたいと思っています。ヒグマあるいは鹿、アライグマ、こういった有害鳥獣に関しては、北海道全域で大変な問題ということで深刻化しているところであります。農林被害はもとより、最近では交通事故による人身事故、あるいは熊も相当出没して被害を被っております。

今話題になっているのは、標茶、厚岸、OSO18、最近手の大きさが16だということでOSO16でないかという話もありますけれども、そういった意味でヒグマの駆除は農業被害でなくて人身被害だから国挙げてということで、私も道町村会の農林水産常任委員会の中に所属しておりまして、道に対しても国、農水省に対しても要請活動を行っております。制約があり過ぎるので、それを解除してもらうように、道のほうも最近推進室をつくりましたので取組は進めているようでありますけれども、法的な部分で動けない部分がたくさんあるということであります。そんなことで、他町村との連携と言いますけれども、北海道全体で動いておりますので、そのこともご理解をしていただきたいと思います。

ちなみに先週、農林水産政務官、藤木さんという熊本から出ている政務官なのですけれ

ども、その人はもともと水田を作っていて、熊本でも一、二を争う畜産農家で、肥料、飼料、燃料の関係で農家、酪農家は大変だと。その人が言っていましたけれども、熊本には熊はいないのだよなど。くまモンがいるのにも思ったのですけれども、熊本はいないので。そんなことで中央官庁にも北海道の現状を踏まえて要請しておりますので、そのことも理解していただきたいと思っています。

○議長（佐々木康宏君） 7番、藤井議員の質問を終わります。

次に、6番、松永議員より令和5年度重要政策について通告がございました。

この際、発言を許します。

6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 質問内容についてですが、令和4年度の政策の中で、理事者の考えが変わったのなら変わったことも含めて説明していただきたい、このように思っております。恐らく理事者から答弁はないと思いますが、気になったことを二、三点質問させていただきます。

公共施設再配置計画の中で小学校と中学校が1つになる、そんな話も出ていますので、その計画についていつ頃やるのか、理事者の考え方をお聞きしたいと思います。

次は、ひまわりの里の展望台の設計内容について総務産業常任委員会等で説明を受けております。そのときの説明は、2月、5月、大分時期が早いのですが、三千二、三百、それぐらいの計画で執行したものと思っております。ただ、ついこの間の常任委員会のときには、極端に言うと2兆3,000万円でなかったかな……

（「2億」の声あり）

○6番（松永 毅君） 2億だね。すみません。今訂正されましたけれども、2億、これだけ金額が膨れますので、最初に説明したいろんな管理費について、理事者からは地方再生、そういうような条件を使用しながらやっていくという答弁、これは早くに言われましたが、これだけ膨大な金額になると、どういうふうな考え方あるいはどういうふうな資金を使うのか。そこで、あえて同じことを建設するとすれば、そういう保安含めた毎年あるいは毎月のエレベーターの点検、あるいは電気、除雪等の管理費、これは大変な金額になる、そういうふうに素人ながら考えるので、そこら辺を理事者にお話を伺いたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 松永議員の質問にお答えさせていただきます。

令和5年度の重要政策についてという質問でございます。この議会が終わりましたら、令和5年度の施策、予算査定が冒頭副町長を中心に始まります。その中で来年3月に提案するいろいろな政策について議員の皆さんに意見をいただくことになると思いますが、今いただきました1点目の公共施設再配置計画についてであります。公共施設再配置計画の策定に当たりましては、小学校、中学校の統合をはじめとして、学校と公民館、農村環境改善センターとの複合化施設の整備を行うこととして計画の策定を進めているところで

あります。

令和4年度中に計画策定を行うこととなっておりますから、その中で学校施設の建て替え時期につきましては、現在財源の調整や事業スケジュールを検討している最中であるため確定しているわけではありませんが、財源のめどがついた場合には、令和9年度に学校校舎と体育館の建て替えを完了する予定で進めているところであります。あくまでも財源のめどがついたらということでご理解をいただきたいと思っております。今後、公共施設再配置計画の策定に当たり、町民の方を中心に検討委員会や議員の皆様にご意見をいただき、そして将来的な財政状況を踏まえた中で建て替え時期などについて検討を進めてまいりますので、重ねてご理解をしていただきたいと思っております。

次に、ひまわりの里の展望台についてであります。ひまわりの里の基本計画における展望台の基本設計については、議会まちづくり等調査委員会にもご報告させていただいたとおりであり、エレベーターの保守点検、電気料、雪庇落とし等の管理費用は展望台の入場料を設定させていただき賄う予定との報告をしたところであります。もちろん受付の人件費も管理費用に算入させていただきました。

展望台の更新については、ひまわりの里の全体計画の一部として位置づけられていたものが、旧展望台の老朽化に伴う危険性のご指摘により、いち早く更新しなければならないものとして優先的に取り扱ってまいりました。急速な高齢化と人口減少が進む中、北竜町の観光振興のシンボルとしてひまわりの里基本計画は重要なものだと思っております。しかしながら、ウクライナ情勢、物価上昇など世界経済の先行きが不透明な中、より計画的で慎重な財政運営が必要とされております。したがって、来年取り組むことは難しいものと考えているところであります。ひまわりの里全体の管理運営に関する具体的な協議を行い、ひまわりの里の整備により新たな雇用、地域活性化となるよう事業推進に取り組んでまいりたいと存じます。

以上であります。ご理解をしていただきたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） ただいま理事者の説明がございましたが、令和4年中に計画の策定をするというのは、年度の3月いっぱいまでにやるということなのかということを確認したい。

もう一つは、学校と公民館、これを接続するというか、一緒にしたいというふうに聞かれますが、今の体育館と公民館、これを接続するのに大変、先輩諸氏といいますか、職員が努力をしながら、上からのいろんな通告というか、従いましてクリアさせた。それは職員の努力のあれが見られます。もめたというか、そういう話があったのは確かです。理事者は令和9年度をめどにという、こういうことになっていますので、あまりミスのないようにしていただきたいと思います。

それから次、ひまわりのほうですが、展望台の入場料を取るというふうに今言われましたが、これはあまりはつきり覚えていないので、幾らをどういうふうにするのか分かりま

せんが、そこら辺はもう一回きちっと説明をしてほしいと思います。

なお、最後ですが、北竜町の人口も千六百八十何人です。町政だよりのあれですが、一月前の話です。1,689人。ですが、今北竜町の高齢者を含めまして47か、なっているはず。これで今言った北竜町の人口、高齢者にどうやってそういうものをお願いをしてやってもらうのか、この辺についてしっかりと説明をしてほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 一番最初に出た展望台の基本計画については、先日まちづくり特別委員会の中で説明させていただいたところであります。公民館と体育館を中心とすることで、小中学校の統合も含めて公共施設の再配置計画書というのを今年度中に策定中ということで、これについても詳しく説明させていただいたところであります。公民館も昭和46年建築、体育館はリニューアルしているけれども、まだ建て替えは要らないのですけれども、小学校、中学校含めて建て替えの時期になっているから、いかにコストをかけないで集約した中で公共施設を造れるかということで、町民の検討委員さんにも入っていただいて十分協議している内容ということでご理解をしていただきたいと思います。しつこいようでありますけれども、財源のめどがついたときには、令和9年頃までには何とか建築に向けていきたいという思いであります。

展望台の利用料金については、具体的に何ぼ取るとかは全くこれからの話でありますので、今設定しておりませんので、具体的に展望台ができて、運営あるいは管理についてできましたら、委員の皆さんとも十分協議した中で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。それと、年齢の高い高齢者の方にも十分説明会で周知をしていきたいというか、説明していきたいと思っておりますので、そのこともお願いしたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） 補足させていただきますけれども、展望台の部分については先日のまちづくり調査特別委員会の中でも、設計、工事費全体をどう賄うのかという部分の中でシミュレーションとして金額を設定させていただいて、何十年後にそれらの工事が賄われるのかというのも資料として提出させていただいておりますので、そちらのほうでご理解をいただきたいと思いますし、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、ひまわりの里全体の管理運営、これらの費用をどう賄っていくのかということも、今後運営体制も含めて具体的に協議をしていくということでありますので、そういう中でひまわりの里の入場料または展望台の入場料なんかも具体的に協議をして、見えたときには議員の皆様にお諮りをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐々木康宏君） 6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 各議員がいろんな質問をしても、最後には財源が足りないとかないとかという、そういうふうな説明をしているようですが、入場料を取る、駐車料金を取

ということ、平成6年ぐらいですか、何人かの議員で勉強会をしたのですが、それはやめました。入場料についても十分検討しながらやっていただきたい。

それから最後に、人口減についてもお話が出ましたが、冒頭にお話ししたように、年寄りにそんな無理をさせないで、ひまわりの里へ楽しく遊びに行くようにしていただきたい、そのように思っております。

なお、駄弁といいますか、一言付け加えますが、今理事者から答弁がございましたが、令和5年度の重要政策を聞かせてくれ、そういうふうな質問です。理事者の重要と思うことは、各課のところではなくて、理事者の希望とあれを持った方針を出すのが普通ではないかなと思います。ただ、さっきから言っているひまわりの里とか、あるいは体育館のことについては、理事者の話がなかったら、ちょっと気になったところをあれしたのですが、こういう議案については、一般質問を議会の議長が全部まとめて町長に求める、通告する、そういうふうに書いてあります。一般質問の通告書にも書いてありますので、そこら辺はあれなので、令和5年度の重要政策についてというふうに、しつこいようですが、言いました。相当ご立腹するかと思いますが、私も北竜町を考えて発言しています。

しばらくと言ったらあれですが、教育長も目の前におりますので、ぜひ学校問題について、一言で結構だと思います。教育長の考え方でいいと思います。絵に描いた餅になろうが何であろうが、教育長としての子供たちの将来を一言でいいから聞かせていただきたいと思います。あまり言うとも議長に怒られそうなので、ここら辺でぜひ答弁できればと思います。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 有馬教育長。

○教育長（有馬一志君） 松永議員さんの小中学校に対する思い、切実に感じさせていただいたところであります。皆さんご案内のとおり、真竜小学校につきましては昭和45年建設、築52年たっております。中学校につきましては50年建設、築47年と両学校とも大変老朽化して、維持費も年々高くなってきているというようなことであります。

さらに、再配置計画につきましては、今公共施設にグランドピアノが3台あります。公民館に1台、小学校に1台、中学校に1台。これを複合化することによって1台で済まないか。いわゆる公民館機能と学校機能をうまく合わせたい。体育館もそうです。改善センターの体育館を小中学校の体育館に併用できないか。そういうことで、コストを削減した中で計画していかなければいけないというふうに考えているところであります。

将来子供たちが伸び伸びと健やかに育っていくような環境、それについては個別の学校経営がいいのか、それとも義務教育学校のように一貫した学校がいいのか、そういうことも今後検討して、建設に向かってまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（佐々木康宏君） 6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 教育長には丁寧にお話を聞かせていただきまして、急激な質問で

申し訳ございません。ありがとうございました。今後とも北竜町の90名の生徒たちが幸
せに、北竜町のためになる子供たちに育ってくれることを期待しながら私の質問を終わ
ります。ありがとうございました。

○議長（佐々木康宏君） 以上で6番、松永議員の質問を終わります。

一般質問を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時06分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 諮問第1号

○議長（佐々木康宏君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

諮問第1号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

人事案件につき討論を省略いたします。

諮問第1号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案どおり同意するこ
とに決定されました。

◎日程第7 同意第9号

○議長（佐々木康宏君） 日程第7、同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任に
ついてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

同意第9号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

人事案件につき討論を省略します。

採決をいたします。

同意第9号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案どおり同意することに決定されました。

◎日程第8 議案第61号

○議長(佐々木康宏君) 日程第8、議案第61号 北竜町議会議員及び北竜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第61号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第61号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第61号 北竜町議会議員及び北竜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第9 議案第62号

○議長(佐々木康宏君) 日程第9、議案第62号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第62号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第62号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案どおり決定されました。

◎日程第10 議案第63号

○議長（佐々木康宏君） 日程第10、議案第63号 北竜町立やわら保育園設置条例の全部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第63号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第63号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号 北竜町立やわら保育園設置条例の全部改正については、原案どおり決定されました。

◎日程第11 議案第64号

○議長（佐々木康宏君） 日程第１１、議案第６４号 北竜町農業委員会委員の定数に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第６４号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第６４号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第６４号 北竜町農業委員会委員の定数に関する条例の一部改正については、原案どおり決定されました。

◎日程第１２ 議案第６５号ないし日程第１４ 議案第６７号

○議長（佐々木康宏君） 日程についてお諮りいたします。

日程第１２、議案第６５号から日程第１４、議案第６７号まで、北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

日程第１２、議案第６５号 北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業の設置等に関する条例の制定について、日程第１３、議案第６６号 北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、日程第１３、議案第６７号 北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計条例の廃止について、以上３件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 議案第６５号から議案第６７号まで、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

議案第65号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第66号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第67号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第65号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

議案第66号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

条例の廃止については、起立採決となる規定となっておりますので、お願いをいたします。

議案第67号、原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木康宏君） 全員起立です。

したがって、議案第65号 北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業の設置等に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

議案第66号 北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

議案第67号 北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計条例の廃止につ

いては、原案どおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第６８号及び日程第１６ 議案第６９号

○議長（佐々木康宏君） 日程についてお諮りいたします。

日程第１５、議案第６８号から日程第１６、議案第６９号まで、北竜町簡易水道事業に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、日程第１５、議案第６８号 北竜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、日程第１６、議案第６９号 北竜町簡易水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例の廃止について、以上２件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 議案第６８号から議案第６９号まで、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第６８号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第６９号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第６８号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

議案第６９号、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（佐々木康宏君） 全員起立です。

よって、議案第68号 北竜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第69号 北竜町簡易水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例の廃止については、原案どおり可決されました。

午後1時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時10分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第17 議案第70号ないし日程第18 議案第77号

○議長（佐々木康宏君） 日程についてお諮りいたします。

日程第17、議案第70号から日程第18、議案第77号まで、令和4年度補正予算に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、日程第17、議案第70号 令和4年度北竜町一般会計補正予算（第8号）について、日程第18、議案第71号 令和4年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、日程第19、議案第72号 令和4年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第20、議案第73号 令和4年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第21、議案第74号 令和4年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、日程第22、議案第75号 令和4年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第23、議案第76号 令和4年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第24、議案第77号 令和4年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、以上8件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 高橋総務課参事。

○総務課参事（高橋克嘉君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 細川住民課長。

○住民課長（細川直洋君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 細川住民課長。

○住民課長（細川直洋君） （説明、記載省略）
○議長（佐々木康宏君） 細川住民課長。
○住民課長（細川直洋君） （説明、記載省略）
○議長（佐々木康宏君） 細川住民課長。
○住民課長（細川直洋君） （説明、記載省略）
○議長（佐々木康宏君） 東海林永楽園園長。
○永楽園長（東海林孝行君） （説明、記載省略）
○議長（佐々木康宏君） 奥田建設課長。
○建設課長（奥田正章君） （説明、記載省略）
○議長（佐々木康宏君） 奥田建設課長。
○建設課長（奥田正章君） （説明、記載省略）
○議長（佐々木康宏君） 議案第70から議案第77号まで、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第70号について、質疑があれば発言を願います。

4番、小松議員。

○4番（小松正美君） それでは、質問させていただきます。

18ページ、企画費の中で、今回西川のコミセンの補修助成金ということで35万4,000円出ています。助成金という言い方ですから地元負担も発生しているのではないかとということで、確認の意味でお聞かせを願いたいのですけれども、コミセンの補修費に対する町の助成、地元負担の考え方が第1点。

2点目、北竜町には公民館的扱いのコミセンがございます。美葉牛コミセン、碧水コミセン、その前は恵岱別のコミセンも公民館的コミセンということでありましたけれども、これはなくなっていますので、今は碧水と美葉牛が公民館的なコミセンだということになっておりますので、これの補修、町の負担、地元の負担、どういう負担があるのか。

3点目に、現在北竜町で、碧水の町内会も合併されたということで、各町内会に昔で言う集会所という施設が残っているのかどうか、これが3点目、確認していただきたい。

それから4点目、これはぜひ町長に考えていただきたいのですけれども、町内会の集会所というのがなくなって、全てがコミセン対応になっているよということであれば、コミセンというのはあくまでも町立のものですから、例えば屋根のペンキ塗っただとか壁壊れたからちょっと修理したとかというのは町が全額負担をしてやるべきだと思うのです。町内会にお金がないとなったら、屋根のペンキを20年も塗らないで屋根が劣化してしまうよ。その後全部張り替えるよとなったら大きな負担が発生すると思うのです。ぜひ町長、全て町立のコミセンですから、10年に1回、15年に1回、20年に1回のペンキの塗り替えぐらいは町が全部やる。維持管理費、電気代だとか灯油代だとかというのは町内会で負担してもいいと思うのですけれども、最低限コミセン施設の修繕費、これについては町でやるべきだというふうに考えております。このことについてお伺いします。

○議長（佐々木康宏君） 南波総務課長。

○総務課長（南波 肇君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

施設の修繕に係ります負担の割合なのですけれども、修繕内容にもよりますけれども、屋根、壁などを直すというような場合には現在町で4分の3、地元で4分の1ということで負担をさせていただいてございます。今回の西川のコミュニティセンターにつきまして、は床のカーペットの張り替えということでありましたので、町4分の3、地元4分の1ということで補正をしてございます。

2つ目のコミセンと公民館の関係ですけれども、教育委員会所管ですけれども、公民館としての扱いは美葉牛研修センターと碧水の生きがいセンターということでございまして、碧水には碧水地区の高齢者コミセン、そっちはあくまでもコミセンという形で、生きがいセンターとは分けているということでもあります。

次3点目、集会所なのですけれども、ごめんなさい。ずっと考えていたのですけれども、恐らく町内会が管理をしている集会所というのではないのかなと思います。中の岱、旧の古作ですとか……

（「中の岱も板谷に合併しているから」の声あり）

○総務課長（南波 肇君） しているから、古作は町内会が合併したときに、旧古作会館については営農組合で使うということで残されているのです。共栄は解体しましたけれども。町内会は……

（何事か声あり）

○総務課長（南波 肇君） ごめんなさい。町内会で管理している集会所というのは思い当たらないということです。

○議長（佐々木康宏君） 4点目、町長。

○町長（佐野 豊君） 従来も、恵岱別は最近できたからまだ修繕だとか入っていないかも分からないけれども、コミセン、今なくなった岩村、西川、あるいは碧水、和、それらの壁やなんかについても地域と相談させていただいて町で見てきたという経過があります。町の……

（「全額ですか」の声あり）

○町長（佐野 豊君） 全額。基本的にはそういうことで、町の建物だからということでやってきております。コミセンは。もちろん美葉牛の研修センターもそうですし。ただ、今ここへ来て、しばらくなかったので再度私どもも整理させていただきますけれども、屋根の雪が落ちて壁が穴空いたとか、それらも全部町で今まで直してきたのです。和だとか。あるいは地域によっては、屋根をとったときには先ほど言った4分の3だとか、それぞれ話合いをさせていただいているということでもあります。小松議員さんが言うように、町の施設だから全額町でやれという考え方も出てくるかも知れないけれども、今までは町でやる部分と町内会と話し合っている部分と両方で進めているということで理解していただきたいと思います。ただ、これからは町でやるべきだというご意見ですから、それは内

部で十分協議していきたいと思っています。

○議長（佐々木康宏君） 井口教育課長。

○教育課長（井口純一君） 2点目にあった碧水地区と美葉牛地区の公民館、南波課長のほうの説明のとおりということであります。美葉牛地区については研修センター、碧水については生きがいセンターということで、両施設とも町費にて改修事業費、補修、または運営管理全般、全ての費用について賄っているといった形でございます。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 4番、小松議員。

○4番（小松正美君） 今、答弁をいただきまして、事案ごとに町の全額負担あるいは4分の3の負担ということであるというふうにお伺いをさせていただきました。どの事案が全額に値するのか、どの事案が4分の3に値するのかというのはどういう基準でやっているのか分かりませんが、将来的に向けては町長、維持管理費というのは少しでも施設を長もちさせるという前提でやるべきだと思っていますので、できれば今回の35万の西川のお金、4分の1の部分についても、町長の腹で全部町で持つのだよということであれば3月の定例会で補正予算を出して、4分の1の分、西川の町内会に出してあげてください。そんなことをお願いをして、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） もともと美葉牛、碧水、そして恵岱別、みんな学校跡地に建てて、そこで公民館活動という中でいろいろと教育委員会で助成金を見て、補修でないですよ。地域の活動助成金という形で、何というのだったっけ、名前。

（何事か声あり）

○町長（佐野 豊君） 地区公民館事業ということですからずっとやってきたのです。助成しながら。竜西もそうです。竜西の公民館事業としては、ダムに行く事業だとか、三段の滝の事業だとか、いろんな地域の事業をやっていた。碧水もやっていました。最近是这样いった地区公民館という事業がなくなってきていたものですから、施設やなんかについても地域からの要望の中で、碧水の高齢者コミセンの屋根のふき替え、相当金額がかかりますけれども、十分地域と話し合いをした中で全額ふき替えてきたということもありますし、和もそうですし、恥ずかしい話4分の3というのは最近認識していなかったもので、これからも一定の公平性のある形でどうやって公民館というか、コミュニティセンターを維持していけるか、十分内部で協議してみたい。ただ、3月に4分の1戻したらいいのではないかと、これはちょっと乱暴な意見だなと思ったりもしているので、それらも含めて検討してみますので。

○議長（佐々木康宏君） 4番、小松議員。

○4番（小松正美君） 3回目ですね。乱暴な言い方というふうに捉まえられたかもしれませんが、要は町有の施設なのだから町で管理するよということの考え方を示してくれば今後について、うちの町内会のコミセンはまだ新しいですけれども、10年後、

十何年後には屋根のペンキの塗り替えぐらいしなければいけないよなど。町内会の予算の中で今から少しずつ積み立てていかなければいけないのかという話まで出ているのです。町内会員がそのままの会員数であればそういう計画も立つのですけれども、町内会員がどんどん、どんどん減っている中で残った人間にだけその分の負担が発生する。さらには、建物が大きいですから、個人の住宅を塗るのとわけが違いますから、そういうことも含めてぜひ明年度予算に反映していただきたいなということのお願いをさせていただきます。

○議長（佐々木康宏君） 1番、中村議員。

○1番（中村尚一君） 同じページなのですけれども、18ページ、来年は統一地方選挙の年だということで北竜も2月に町議選があるというようなことなのですけれども、制度が変わる面もあるからということで負担額も出てくるということはいいいのですけれども、新聞報道によりますと道内、特例でやっているのは4町かなと思いますけれども、1か所確認できなかったのですけれども、隣の秩父別、東川、そして北竜が2月22日告示で28日投票日というような、そんなことで出ておりました。通常、町村長、町議は選挙期間5日間ということになっていると思うのですけれども、6日間になるということは公職選挙法上認められているのかどうなのか。認められるにしても1日延ばすことの弊害があるのではないかと思うのですけれども、こういった状況だったのかお知らせ願います。

○議長（佐々木康宏君） 南波総務課長。

○総務課長（南波 肇君） 今回、来年2月28日投票日で選挙が行われるのは、長沼町の議会議員と北竜、秩父別、東川の4か所、道内では4か所であります。当初は本町でも2月の23日に告示、2月の28日選挙投票日ということの予定で進めていたわけなのですけれども、2月の23日が天皇誕生日ということで、そのこと自体は職員がその日受付すればいいので構わなかったのですけれども、候補者が有権者に配布するはがきが、祝日は郵便局が受付をしないということでありました。その日は水曜日ですので、翌日、24日にならないと郵便局が受付をしてくれない。今度は土曜、日曜となっていくしますので、土日は郵便局は配達をしない。特例で土曜日は配達するらしいのですけれども、郵便物は翌々日配達ということになるものですから最短で26日配布。それが日曜日なものですから配達しないので、はがきが27日配布になる。そうすると実質投票の前の日にしかはがきが届かないということになるということから、立候補される方々にとっては広く立候補の周知をする目的ではがきを出しているのに、前の日にしか届かないというのは申し訳ないというか、よろしくないのではないかとということがありまして、22日であれば休み挟んだ24日にはがきが届くということから、4町とも同じ判断で22日告示にしたということであります。

公職選挙法上は、今年参議院選挙もそうだったのですけれども、前に延びるのはよろしいみたいで、道選管にも確認しましたけれども、オーケーということで、延びるのは構わないということで道選管からも確認を取っておりまして、今回22日告示、28日投開票ということにしたということで、経過的にはそういう事情だったということであります。

○議長（佐々木康宏君） 1 番、中村議員。

○1 番（中村尚一君） 最近は郵便局も民間になって難しいところがあるのかなと思いますけれども、選挙といえば特別なものなのです。過去にも日曜日告示になったこともあったかと思うのですけれども、それでもちゃんと対応してくれてというのがあったような気がするのです。無投票の場合と選挙になった場合と状況は違うと思うのですけれども、選挙になった場合は6日間ですよね。無投票になった場合は1日で終わって、あとはということなのでしょうけれども、立候補者もなかなか出てこないところに持ってきて今度は供託金もというような、そんな話も出てきながら、こういうふうには日数も延びて、過去町村長は7日間でしたから、いろんな絡みで短縮して、市議会議員なんかも長かったやつが通常の市は1週間かな、そういうふうには短縮してきているのに、延ばすというのは大変なのではないかなという気がするのですけれども、ほかの3町もそれでやるということになればうちだけがということにもならないかもしれないのですけれども、郵便局にどうにかならないのか。選挙だよと。

そうしなかったら、公職選挙だから郵便でとかいろいろ書いているけれども、郵便という言葉が全然意味をなさなくなるのではないかなと思うのだよね。公職選挙法、ここで決めるものでなく国で決めているものが全部郵便、どうなのということになってくるような気がするのです、それがよかったのかどうかという難しいところがあるのではないかなという気はしています。はがきも、無投票になったら厳密にいけば出せないのだよね。のはずだよ。厳密に言えば。締切りの前の時間の間に投函するからオーケーというような話をしていたと思うのだ。広報も無投票になったら出せないし。そんなことはあるけれども、曜日は変わっていくのしょうけれども、令和の時代は23日は天皇誕生日で祝日ですから、曜日が変わっていくからそのときによって状況は変わるかもしれないのですけれども、常にこういうふうには6日間でやるのか、曜日によっては勘案するのか、その辺はほかのところとか道選管とかに相談されているのですか。

○議長（佐々木康宏君） 南波総務課長。

（何事か声あり）

○総務課長（南波 肇君） まず、郵便局の話ですね。掛け合っていたいたのですけれども、休みの日には受け取れませんということで、うちと秩父別が旭川東郵便局の管内になりますので話をしたのですけれども、その日には受け付けられませんということで、どうにもならないということで、後ろに下げられませんから前の日に上げるしかなかったということです。

曜日が変わってくるというお話ですけれども、途中の土曜日、日曜日がどうなろうと2月の23日が祝日だということに変わりはありませんので、令和の間は立候補を届出した日にはがきが郵便局に渡せないという状況は変わりませんので、どう考えても届く日が、前だったら翌日届けてくれたのが今は最低でも翌々日しか届かない。その状況の中で次の日からの翌々日ということになってしまいますので、天皇誕生日が2月の23日である限

りは2月の22日告示というのがずっと続くのではないかなというふうに、これは私個人の意見ですけれども、というふうな考え方を持っております。はがきなんか届かなくていいよということであれば、そこはまた選挙管理委員会と実際に立候補されたり、あるいは議会議員の方とご相談させていただきながらということにもなろうかと思えますけれども、原則的にはそういう考え方だということでもあります。

○議長（佐々木康宏君） 1番、中村議員。

○1番（中村尚一君） 分かったような分からないような、理解し切れないところもあるのですけれども、市の場合、日曜日投票日でやっているから日曜日が告示日なのです。その場合も市の郵便局は日曜日だから受けませんと言うのか。それもあると思うのだよね。市は1週間なのだから、日曜日投票日で日曜日告示なのだから、そこはやるけれども祝日はやらないというのは違うかなと思うし、今回は決めているし、報道もしてどうしようもないかなとは思うのだけれども、道選管なりいろんなところと絡みながら、そこを動かしながら郵便局どうにかしてという話にしていけないとどうもならないのではないかと。町議会議員、4町だけが6日間というのはどうも解せないなということだけ申し上げて、取りあえず現況ではどうもならないというようなことなのかなというふうに思いますので、次に向かっていろんな形でお願いしたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 南波総務課長。

○総務課長（南波 肇君） 郵便局が土日は配達しないだとか、一部大きい郵便局だったら宅配なんかは日曜日でも受付を今でもしていると思うのですけれども、我々が聞いたのは祝日は受付できないということで聞いておりましたので、日曜日関係については確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木康宏君） 4番、小松議員。

○4番（小松正美君） 農業予算について大きく聞かせていただきますけれども、私6月の定例会でスマート農業に対する支援についてということで一般質問させていただきました。そのときに町長の答弁で、スマート農業については積極的にというか、前向きに検討していきたいと思っておりますし、うちには対策室会議がありますと。さらに、JAと町だけでなく改良区も入ってもらわなければならないというふうに思っていますので、対策室会議あるいは若い人たちの専門委員会も含めて最大のテーマであるスマート農業について検討していただいて、導入に向けて、あるいは町の助成策についても前向きに検討していきたいということで6月の議事録の中に町長の答弁が載っています。そんなので、今12月で、来年度の予算がこれから審議されると思うのですけれども、スマート農業の支援についての検討の経過というか、来年度具体的にどんな支援をするのだということがぼつぼつ出てくると思うのです。まだ出ないですか。検討の経過だとか、どういう支援をするのだとか、どんな国の補助事業を使いながらやれるのかという検討がされているのであれば、お伺いしたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 具体的に北竜町農業再生協議会の補助金についてでよろしいで

すか。

○4番（小松正美君）　そうです。

○議長（佐々木康宏君）　続木産業課長。

○産業課長兼ひまわりプロジェクト推進室長（続木敬子君）　スマート農業についてということではありますが、スマート農業については、担い手さんと言われている対策会議の中の専門委員さん、若手の方が入っていただいている会議の中でも話をさせていただきました。その方たちには、スマート農業の研修、岩見沢のほうで空知の協議会が立ち上がって、その中に出席していただいたりとか、講話に付き合っていたりとかという形を取っていただいています。

その中で、どのような施策というか、助成というか、町は打ち出していったらいいのだろうかということで、私たち自身も個別の助成がいいのか、それとも町の情報機器、農協さんに基地局が立っていますけれども、北竜町は中山間地域でありますので、不感地帯と言われている地域がかなり多いと思うので、そういうものに対してというような大きなくくりが必要なのかということで意見を伺っております。また、私たち自身の中でもまとまらないアイデアばかりだったので、農協さんを通してアンケート調査をさせていただきました。次は12月、これの協議会の中でまた話をさせていただきたいと思っています。

前に質問に出された中で、機械に対する助成とかということであれば、よそでやっている部分を借りてきたと言ったら悪いですが、倣ってという形ができるかと思っていたのですが、意外と若手の農業者さんに伺ったら、機械というよりも不感地帯であるとか中継局の強化をしてほしいというような話が逆に言われておまして、それだと大きな規模としてやらなければいけないのか、それとも沼田さんがやっているみたいに車でチェックして実証実験をしたらいいのかという部分はまだ考えている最中で、はっきりした予算をどこに配置したらいいのかというのは、話を伺った中で次の協議会で、そういう話が出ただけけれども、アンケートの取りまとめ結果の話をさせていただいてというふうに思っております。町長にも言われておりますので、いろんな形を通して、なるべく皆様がこれから農業を続けるのに役立つ助成でありたいと思っておりますが、すみません。今の段階ではここまでの回答しかできません。申し訳ありません。

○議長（佐々木康宏君）　4番、小松議員。

○4番（小松正美君）　今の段階ではこれまでの回答だということでございます。そういうことであれば来年度予算にはほとんど反映されないというふうに捉まえてしまうのですが、3回しか質問できませんから考え方として、よそでは再生協議会全体の中で、どんなスマート農業の希望があって、誰が何をしたいのだということを1つにまとめてしまって、それを産地パワーアップ事業にぶつける。産地パワーアップ事業は1,000万、2,000万の事業では採択になりませんから、再生協議会単位で億単位の事業費をぶつける。そして、北竜町にその予算を持ってきて、いろんな形のスマート農業に対応できる。そんな環境も模索すべきだと思うのですが、いかがでしょうか、その辺は。

○議長（佐々木康宏君） 休憩の中でやってください。町長含めて。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時50分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 今小松議員さんから指摘と意見いただきましたけれども、何らかの形でスマート農業に対しての取組について提案できるように頑張っていきたいと思っています。何せ今、DXの関係だとかスマート農業の関係は物すごく進みが速くて、国だとか道からも資料があまり来ないのです。全部自分たちでその事業を追いかけていかなかったら、何のメニューがあるかもさっぱり分からない時代になってきているものですから、職員については常にそういった事業を見逃すことのないようにという指示はしているのです。随分進み方が速いので、戸惑っているところでもあります。何とかJAとも打合せをしながら、何が必要なのかというのをきちっと洗い出したい。そして、5年度の事業に間に合えばそれに乗りたいと思っています。

○議長（佐々木康宏君） 3番、北島議員。

○3番（北島勝美君） 24ページですけれども、ひまわりの里の渋滞対策事業ということで、最初に町長からもありましたけれども、コンサルタントのほうにお願いして、今年大変ひどかったということで、渋滞緩和対策を見いだそうということなのかなと思いますけれども、予算が出てきているということはある程度コンサルタントも絞っているのかなと思うのですけれども、絞っているコンサルタントの内容等があれば教えていただきたいのと、コンサルを使ってそういう道を模索する中で、渋滞の時期だけ経路を見つけるような形にするのか、それとも新たな道を造った中で渋滞緩和をしていくのか。里の中に造っても結局は国道に出てしまうと渋滞してしまうので、どのような形でコンサルを通した中で道を造っていこうとしているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 続木産業課長。

○産業課長兼ひまわりプロジェクト推進室長（続木敬子君） 今回のひまわりの里の渋滞対策事業については、コンサル事業でありますので、事前にちょっとした今年の渋滞の状況を話した中で、事前の試算として、冬の間にどれくらいのことできて、来年の予算、つまり来年のひまわりまつりまでに緩和対策が練られるかということでお願いをしています。

この時期にやることでありますので、一般的にすぐ道をつけるとかそういうことではなくて、現状ある状況をどれくらい上手に整理してできるか。今回いろんな人にご意見いただいたりとかしている中を積み上げた中では、出る場所が何か所もあったりしてお客さんが混乱しているであるとか、交通整理が中でうまくできていない。それがさらに渋滞を招

いているのではないかと、出入口が完全に4方向が2つあったり、墓の出入口のところとスポーツ公園の出入口のところ、あそこを二重に差し止めているがために渋滞をさらに呼んでいるのではないかとというような話が最初に出てきておりましたので、コンサルの方と事前にどういことができるかという話をした中で、ある施設を不足なく有効に使える方法があるのではないかという中からまず整理して、お客さんをよりスムーズに誘導させるためにまずやりたいという部分が大きな部分であります。この時期の予算でありますので、すぐ道路がつけられるとかできるのでなく、最終ステップとしてはそういう話も出るかもしれませんが、前段として今ある施設をどれだけ有効に使って、視覚効果であるとか交通整理をうまくすることによって、中の軽い事故みたいなことが起こりやすかったというのは今回も聞いておりますので、そういう危険性も外せるようにするためにはということで今回の事業受委託を検討させていただきました。

ソフト事業的なもので私たちが簡単に考えられるのは、中の看板を立てたりとかという部分しか考えられなかったのですけれども、もっと有効な立て方であるとか、立てた中でも見ていなかったのではないかとというようなことも言われましたので、看板には看板の視覚効果としてサイズであるとか置く場所であるとか、もっと有効な設置場所というものは当然あると思いますので、事例的には簡単事例ではありますが、そういうことをプロの目からやっていただいて、それでどれぐらい効果が図れるかということを検討したいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 3番、北島議員。

○3番（北島勝美君） 本年の中でやるということで、結果が出てくるのは来年度。ということは、コンサルは終わってからということですね。自分たちで検証していくということになるのですよね。それでどれだけ緩和されるのかという部分を検証していくということですね。今聞いている分だと里内部の誘導の関係なのかなというふうに感じていますが、日の出ドライブインを越えて延びていたということもあったので、町内の迂回の仕方でもかなり違うのかなと。特に出すほうですね。中から出していけば入ってくるほうは入ってこれると思うのだけれども、そういう部分もあるので、そういう事情も説明していると思うので、来年は同じようなことがないように、新しい道を考えていくことも必要かなと思いますけれども、少しでもプラスになるようお願いしたいなと思います。

○議長（佐々木康宏君） 1番、中村議員。

○1番（中村尚一君） 同じページでひまわりロードの作付助成金ということで、水田利活用の絡みの対象になったから外しましたということなのですが、水田利活用の関係でいろんな問題、課題があって、水上げをしなければとかいろんな絡みでなっていますけれども、将来的に未来永劫ひまわりのまちとしてやっていく限り、ひまわりの里がある限りはひまわりロードとして活用していくのか、状況が変わったらなくしますよという、そんななのか、将来的な展望がないとどうかなというような、僕も後から買ったところにたしかあったものだから、どうしようかなというようなこともあったり、また作って

いる人の中にどうなるのと心配している人もいるものですから、将来的な展望をどういうふうに考えているかお願いしたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 水田活用のほうから予算がついて今回落ちたのでしょうかけれども、それに見合う分については今後ともひまわりロードとして作付をお願いしながら進めたいと思っていますし、この件については私、産業課にいたときに地域の皆さんにお願いして進めてきた事業でありますから思いも強いので、ひまわりロードは作付をやめることのないように続けていきますから、地域の皆さんにも大丈夫だよと言っておいってください。

○議長（佐々木康宏君） 1 番、中村議員。

○1 番（中村尚一君） 力強い答弁いただきまして、ありがとうございます。我々もひまわりのまちということで、景観とかいろんなことを考えながら作付している面もありますので、あれも含めてひまわりの絡みもありますので、そういった意味でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 3 番、北島議員。

○3 番（北島勝美君） 26 ページですけれども、サンフラワーパーク北竜温泉原油価格等高騰支援事業ということで2,000万、ふるさと応援基金から出るというふうになっていますけれども、前年と対比して現在値ですけれども、どれほど昨年よりも上回っているのかという部分。それと、もしかすると一時立て替えて、国から来るお金と後で振り替えるのかという部分、ちょっと疑問があるのですけれども、それらについてお答えを願ひたいなと思います。

○議長（佐々木康宏君） 南波総務課長。

○総務課長（南波 肇君） 温泉から3年度、4年度の対比で金額をいただいております。電気料につきましては、月によって価格差がいろいろありますので一定ではないのですけれども、おおよそ3割ぐらいの上昇ということになっております。どうしても去年と今年とお客さんの数が変わっていますので、比較しづらい部分もありますので、去年何ぼだったから今年何ぼ増えたという言い方が単純にできない部分もあるということでありまして、灯油に関しても多い月ですと6割ぐらい上がっているときもあるというようなことも出てきていますし、ヒートポンプのほうが若干不具合も出ているみたいで、本来ヒートポンプでカバーできる部分がカバーできなかったときに灯油を使用したりしているというようなこともあって、その辺で大幅に使用量が増えていたときもあるというようなことでございます。そういうようなことで単純に去年と比べて何ぼ増えたとか何割料金が上がったという言い方がしづらい部分もありますけれども、そういうような状態ですし、食材費についてもおおよそ2割程度上がっているというようなことから、3月までの見込みで光熱費、それから食材費の高騰として、2,000万円程度が高騰分として見込まれるということでございます。

○議長（佐々木康宏君） 3番、北島議員。

○3番（北島勝美君） 食材費も言われましたけれども、題が原油価格高騰ということで、今出されている経済の関係の価格高騰のほうとは別なのかなと思っていたのですが、込まれているということですので、確かに昨年も一昨年から観光客がコロナのせいで減っていますけれども、温泉は営業していますよね、ずっと。そして、お客さんの数に関係なくお風呂はいつも沸いていますよね。燃油関係は、使う量はそんなに変わらないはずなのです。宿泊に関しては、泊まる人が少なければ当然その部分は光熱費がかからないかもしれませんが、全体的にいうと宿泊客は今年はちょっと多かったという部分もあるので、そんなにお客さんの数で光熱費が変動するとは考えられないなと思っています。

2,000万という額が妥当なのかどうなのかということを実は聞きたいのです。昨年の光熱費が何ぼで、今年は今現在の光熱費が何ぼで、2,000万では足りないくらい差がありますよということなのか、確かにいろんなものが上がっているのは分かるのですが、実際の光熱費が年間で何億もかかっているのかという話ですよ。上昇分が2,000万なのだから、単なる赤字補填なのかという、ちょっと誤解されやすい部分もあると思うのですが、そういう部分はどのようなのでしょうか。

○議長（佐々木康宏君） 南波総務課長。

○総務課長（南波 肇君） 公社からいただいている資料の中で、光熱費、それから食材費合わさっていますけれども、令和3年度で6,650万円ほどの使用金額となっております。令和4年度については、見込みですが、約8,700万円ぐらいの見込みになる。差額が2,000万というような資料をいただいたところです。温泉ともそれぞれの項目について、中身について話は聞いているのですが、個々については先ほどお話ししたように月によってばらつきがありますけれども、個別に何った中身の集計として今言ったような感じだったということでもあります。それが妥当か妥当でないかというのは何とも言いづらい部分はあるのですが、中身はそういう話です。

○議長（佐々木康宏君） 3番、北島議員。

○3番（北島勝美君） 最後になりますけれども、2,000万ほど確かに昨年と比べたら上がっているという報告があるそうですが、食材費が大きいのかなという気もするのですが、前に中村議員も言うていましたけれども、温泉の食堂のほうも人手が足りなくてということで満足な提供ができていないというか、メニュー的に満足なものができていないという中で、食材費だけが上がってしまって差額がだんだん大きくなってしまっているのが現実なのかなという感じもしますけれども、それらについては今後検討して、皆さんの負託に応えられるようにしていただきたいと思いますし、去年との差額分の100%に近い部分を補填というのはどうなのかなというふうに思います。

最終的に赤字になった部分は、結局は町で補填するということですよ、今までも。その差額分はそっくり経費に上がっている部分なので、全額ではないかもしれないけれども、その部分が補填のほうに回るといふ部分を見ると、遠回しに補填していますよという考

えなのかなと思います。ふるさと応援基金を使っていますので、応援基金を赤字のほうにとかそういうのに使うのは違うのかなと思いますので、最終的には一般会計かどこから回って赤字補填になってしまいますけれども、よく考えてほしいなと思っています。最後です。いいです。

○議長（佐々木康宏君） 南波総務課長。

○総務課長（南波 肇君） すみません。温泉からいただいている中で食材費の高騰分については690万円ほどとなっておりますので、3分の1程度が食材になっていると。アルコール類は飲み放題1,500円を1,800円にしたとか、アルコール類については値上げを行ったというふうに伺っていますけれども、一般のレストランですとか、あるいは宴会料理等々については値上げがしづらいということから、価格はそのまま据え置いているというふうにも聞いていましたので、要は利幅が圧縮されているというのが今の状況だというふうに報告を受けてございます。

北島議員おっしゃるように、ふるさと応援基金からというのはあまりよろしくないということは言われてやむなしという感じもしますし、国のほうの臨時交付金が追加で来ます。本町にどれぐらい来るか分かりませんが、今後の財源調整あるいは今回新たに追加で来ます臨時交付金の使途の検討の中の1つとして、この部分もそちらのほうに振替できないかとかという検討はすることに予定はしています。その前に農業支援とか北島さんご質問ありましたけれども、そういうようなものもありますので、ほかとの財源調整の中で臨時交付金の使い方として、もしかすると農業支援のほうに行くかもしれませんし、温泉だとか永楽園なんか、そういうところの支援に行くかもしれませんし、足りないところは今言ったふるさと応援基金ですとか、あるいは農業振興基金、そういうような今あるものをいろいろ検討していきながら調整を図っていくということになるだろうというふうに思っていますので、そこら辺もご理解をいただきたいなと思います。

私からは以上です。

○議長（佐々木康宏君） 高橋総務課参事。

○総務課参事（高橋克嘉君） 財源の関係になりますけれども、追加で国のほうから特別交付税の原油高騰対策の調査というのが来ていまして、その中で温泉の原油価格高騰分も上げております。恐らくそのうちの幾らかが特別交付税として今後来るであろうということが1つ。

あと、南波課長もおっしゃっていましたが、今回の臨時交付金、今まで交付決定された分については全て予算計上してしまっています。なので、温泉の財源を補填する財源は今のところないということもあって、今後適切に住民の皆さんが温泉を継続して利用できるような補填するという意味合いでふるさと応援基金を使っているという考えが私の中には、赤字補填の意味合いはどうしても強くなってしまうのだけれども、何とかぎりぎり確保するには入れるしかないかなというところで今回充てています。

あとは、南波課長が言われたとおり、今後追加で来る臨時交付金の限度額、1,000

万強は来ると思いますので、それを今度何に使っていくかということの相談は検討しなければいけないですし、とにかく今は永楽園の赤字補填とかの問題もあって、今後の学校の再編だとかということを見ると、なるべく財政調整基金を崩したくないという思いが正直あります。なので、最低限そこを崩さないでやりくりをして、今後の動向を見ながら財源調整ができる部分でふるさと応援基金を入れさせていただいたということでご理解をいただきたいということと、恐らく3月の補正予算かどこかで最終的な交付税の原油価格高騰で対象となって交付される部分だとか、そういった部分の調整を踏まえてふるさと応援基金の減額を図っていくということになろうかと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 3時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時21分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第70号、一般会計補正予算の質疑を続けております。

ほかに質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第71号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第72号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第73号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第74号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第75号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第76号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第77号について、質疑があれば発言を願います。

1番、中村議員。

○1番（中村尚一君） 3ページ、今回岩村で漏水で補修というのは直さすのはいいですし、この前中の岱で補修3,000万ぐらいだったよね。壊れたら直さなければいけないのは分かるのですが、あちこち古くなってきているので、どこで出るか分からない、それを待ちながらやっていくのか、前に調査してどうのこうのという話もあったかなと思うのですが、将来的な展望、ずっとこういうふうに漏水したから直す、漏水したから直すでいくのか、ある程度古いと思われるところは率先して直すのか。お金のかかることだからぱっとはいけないかと思うのですが、そういうふうにしていかないと、最後全部やろうと思ったら、ここは去年やった、ここは20年前だとか、そんな状況になったら無駄というような面も出てくるかと思うので、将来的にどういうふうを考えているのかお願いしたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 奥田建設課長。

○建設課長（奥田正章君） 水道管の管理状態につきましては、70キロぐらい本管のほ

うがございまして、平成28年度から古い管のほうから更新しているというような状況であります。最初美葉牛地区から入りまして、今現在は和地区のほうを更新していると。設置年度が古い順番に更新している状況でありまして、漏水のほうは出たところ勝負といえますか、発見のほうは調査のほうで実施している状況なのですが、その都度の対応ということであります。

今回も起債のほうを借りて、計画に沿ってという形にさせてもらっておりますので、本来ちょっとした漏水でありますと単費で行うというのが通例であります。今回は金額も大きいので、計画的にやっているという形を取らせてもらっていると。今後も更新のほうは内部のほうで調整していかなければならないかなと思いますけれども、全部を更新すると莫大な費用がかかってしまいますので、ピンポイントで狙い撃ちというわけではないのですが、更新して維持管理を続けていければというふうに考えております。

○議長（佐々木康宏君） 1番、中村議員。

○1番（中村尚一君） 分かりました。日量150トンだったかな、今回の漏水150トン、この程度というのは近隣の水道には影響ない程度なのですか。

○議長（佐々木康宏君） 奥田建設課長。

○建設課長（奥田正章君） 近隣には影響しないのですが、費用のほうは結構かかってきます。今回も1時間に6トンぐらいの漏水ということですので、月単位にすると30万ぐらいの費用が、ただ黙って捨てているわけではないのですが、流れていると。今回も早期に対応しなければならないということでの補正対応ということになります。

○議長（佐々木康宏君） 6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 今と同じ質問なのですが、岩村というふうに地域まで出たら、岩村の地域は国道、開発の境界から二、三メートル入った田んぼの中に1メートルぐらいの深さで埋めてあるはずなのですが、そのときの補償とか、あるいは工事方法が少しでも分かれば地元は助かるかと思っておりますけれども、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐々木康宏君） 奥田建設課長。

○建設課長（奥田正章君） 昔から国道際といいますか、本管のほうは、皆さんのご協力の下に個人の土地に入っている箇所というのが多いのです。水田のほうを通っていて、補償のほうは耕作に支障ある場合は検討するのですが、耕作に支障ない時期にやれるですとか、そういうときはご協力の下にやらせていただいているというところであるので、ケース・バイ・ケースでその都度考えていかなければならないかなと思いますので、その都度対応ということでしたというふうに考えております。

○議長（佐々木康宏君） 6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 説明は分かりました。言いたいの、どこの場所か分からないので、雑種地とかそんなにないので、極端に言えば水田の真ん中ですから、地元とあまりもめないようにひとつ話を穏やかに進めてください。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） ほかに質疑ありましたら発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第70号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

したがって、議案第70号 令和4年度北竜町一般会計補正予算（第8号）については、原案どおり可決されました。

議案第71号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

したがって、議案第71号 令和4年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案どおり可決されました。

議案第72号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

したがって、議案第72号 令和4年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第4号）については、原案どおり可決されました。

議案第73号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

したがって、議案第73号 令和4年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決されました。

議案第74号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

したがって、議案第74号 令和4年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案どおり可決されました。

議案第75号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

したがって、議案第75号 令和4年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）については、原案どおり可決されました。

議案第76号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

したがって、議案第76号 令和4年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算（第3号）については、原案どおり可決されました。

議案第77号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

したがって、議案第77号 令和4年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第3号）については、原案どおり可決されました。

◎日程第25 閉会中の所管事務調査について

○議長（佐々木康宏君） 日程第25、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

局長から朗読します。

○事務局長（高橋 淳君） （朗読、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 本件について、申出のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出のとおり許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時35分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（佐々木康宏君） お諮りいたします。

議員から意見書案1件が提出されました。

この際、日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第２６ 意見書案第６号

○議長（佐々木康宏君） 日程第２６、意見書案第６号 物価高における農産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策の強化についての意見書についてを議題といたします。

本件については朗読を省略し、提案者の説明を願います。

３番、北島議員。

○３番（北島勝美君） 意見書案第６号 物価高における農産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策の強化に関する意見書。

上記の意見書案を会議規則第１３条第１項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和４年１２月８日。

提出者、北島、賛成者、藤井議員であります。

提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

物価高における農産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策の強化に関する意見書。

世界的規模による、新型コロナウイルス感染終息を見込んだ石油等の価格上昇とウクライナ情勢による、燃油・肥料をはじめとする農業生産資材や穀物相場の急騰が見られます。

また、食料とエネルギーを輸入に依存している我が国においては、急激な円安の影響により様々な物資が値上がりをしており、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

このような情勢を受け、政府は今臨時国会においても物価上昇対策の補正予算の可決を頂いたところであり謝儀を申し上げます。

しかしながら物価上昇によるコスト高を十分に補填しきれてはいません。

農水省の食料・農業・農村基本法の検証部会での農産物の適正取引等を定めた諸外国の事例を踏まえた適正価格形成の実現に向けた議論の醸成に進展していくことも期待をしています。

国民の理解醸成を経て農産物の適正価格形成の実現にむけての環境整備と農業者の経営継続に向けた需給改善策を講じることを要望いたします。

記。

１、依然、世界情勢に伴う、燃油・肥料等の生産資材が高止まりしています。

生産者・流通・販売業者・消費者への相互理解の醸成をはかり、農産物の適正価格形成の環境整備をすること。

２、農産物の消費拡大策の強化、農業経営継続に向けての需給改善策並びに金融政策も併せてはかること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月8日、議長様宛て。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

意見書案第6号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

意見書案第6号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号 物価高における農産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策の強化についての意見書については、原案どおり可決されました。

直ちに提案どおり関係省庁に対し本意見書を送付いたします。

◎閉会の議決

○議長（佐々木康宏君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木康宏君） 本日の会議を閉じます。

これで令和4年第4回北竜町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員